

パブリックコメントに対する市の考え方

実施時期:平成31年4月5日(金曜)～24日(水曜)
 提出件数:7件(内訳:インターネット手続き5件、企画課窓口2件)
 延べ意見数:12件

提出者	意見	意見本文	回答
1	①	<p>多摩に2度住んで…</p> <p>子育てするには不便だと感じました。お年寄りが多いからお年寄りのための政策が多く子育て世代にはメリットがない＝もっと子育て世代が嫌煙し多摩市からいなくなるという図式になっていくと思います。</p> <p>あと喫煙者にも甘すぎます。駅の人通りの多いところに喫煙所があったり路上喫煙禁止にしてなかったり公共施設も緩すぎます。他の市を見習って欲しいです。</p> <p>待機児童対策について 今定員を増やして待機児童を減らしたと書いてますが、無理に定員を詰め込んだり保育ママで数人増やしたりそんな小手先の誤魔化していいと思ってるんですか？ 日野市は大きな保育園3園も開設するし町田は駅から遠い園に送迎する送迎ステーションを開設して地域格差を無くして待機児童対策してるのにこの違いはなんなんですかね？ 市役所の前の広場とか使っていない駐車場とか整理して新しい大規模園作るくらいのこととして欲しいです。 それか日野市のように市が大きな土地を用意して運営母体を公募するとか。 これじゃあ評判悪くて若い世代がどんどん減りますよ。</p>	<p>本計画では、特に重点的に取り組む3つの重点課題として、「若い世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり」を掲げており、施策A1-2「子育て家庭への支援」にも記載のあるとおり、認可保育所の待機率を0%にするという目標を達成させるため、本年度からは幼稚園1園を認定こども園に移行するとともに、地域枠を有する企業主導型保育所が開園を予定しているなど、具体的な取り組みを先行して開始しているところです。さらに、駅付近には3～4園の合計定員200名を超える保育所をこの数年のうちに開設する予定です。このことにより保育所への入所環境は大きく改善するものと考えています。このほかの、子育て世代に選ばれるための取り組みとして、中学生までの子ども全員を対象とした医療費助成や、3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償としていく予定です。</p> <p>多摩市を子育て世代に選んでいただくための取り組みについてはこれからも妊娠期から18歳までの切れ目のない子育て・子育てを支援・応援してまいります。いただいたご意見は「市へ叱咤激励」と受け止めさせていただき、子育て世代が幸せに暮らせるまちの実現に向け取り組みを進めてまいります。</p>
1	②	<p>喫煙マナー 多摩市はマナー悪いですよ。今時歩きタバコの遭遇率高すぎてびっくりします。公共の場所、駅周辺、路上は市内全域喫煙禁止にしてください。駅に歩いて行くだけで何人もすれ違う。呼びかけたりポスター掲示したりデカデカと立て札立てて取り締まってください。なんで産まれたばかりの赤ちゃんも健康を害されなきゃいけないのか本当に意味がわかりません。年寄りのための年寄りの市なんですかね？ 若い人は有害物質から身を守る自由もないんですかね？ 吸いたくもない毒ガス臭がされてそれって公共の福祉に反しませんか？ 個人の自由は公共の福祉に反しない範囲で認められるものではないんですか？</p> <p>市長や市議会がどう考えてるのか正式な回答が欲しいです。</p>	<p>本市の受動喫煙防止に関する取り組みについては、これまで2012(平成24)年度に制定した「多摩市まちの環境美化条例」において、市内4駅周辺での路上喫煙、および歩行喫煙を禁止するとともに、路面シートやポスター等を用いて、これらの周知活動を行ってまいりました。</p> <p>また、国や東京都における条例制定や法改正等の動きを踏まえ、誰もが健康で幸せに暮らせるまち「健幸都市(スマートウェルネスシティ)」を目指している本市においても、2017(平成29)年度第1回3月議会定例会の議決を受け「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」の制定に向けた検討を開始し、2019(平成31)年4月「多摩市受動喫煙防止条例」を制定しました。</p> <p>条例制定にあたっては庁内委員会のほか市民アンケート、ワークショップ、説明会、パブリックコメントなどの場面で多くの市民の皆さんのご意見を伺いながら、内容を検討し、2019(平成31)年3月議会定例会において、条例が可決されました。</p> <p>多摩市受動喫煙防止条例は、2019(令和元)年、10月1日から施行されます。これにより、公園内や保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校等の教育施設に隣接する路上において原則禁煙となります。また、市内の公共施設内および隣接する路上においても原則禁煙となります。さらに、喫煙スポットの整備、市民等への啓発・周知、禁煙治療費の助成等の取り組みを行い、受動喫煙防止対策を推進していきます。</p> <p>一方、条例の制定に際して行ってきた市民アンケートやパブリックコメント等では、たばこは適法な嗜好品であることから、一方的に喫煙を制限するだけの条例制定には反対との意見も寄せられました。本市といたしましては、このたびの条例に基づき、たばこを吸われる方に配慮を行いつつも、特に子ども、妊婦、病気等で配慮が必要な人などを受動喫煙から守れるまちづくりを進めてまいります。</p>
2	③	<p>第5次多摩市総合計画第3期基本計画の内のF1環境・環境負荷低減対策の推進について以下の計画書を提案します。</p> <p>多摩市総合福祉センター(2012年8月納入)ではセントラル空調省エネシステム※を導入することにより、導入前352,110kw/年を126,760kw/年に64.0%削減、CO2 85t/年間削減し省エネ効果を改善させた。民間企業ではたとえば某スーパーの店舗に見られるように、1店舗で実施し省エネ効果が見られれば、他の系列店舗の採用を検討し効果が期待されるようであれば積極的に採用している。しかし多摩市の施設では、そのような動きが見られないのはなぜなのか。施設相互間の情報の交換が不十分と思われる。市で管理している施設パルテノン、図書館、総合体育館、市庁舎等に採用すれば、省エネ効果が大きく見込まれる。環境省は平成31年度循環再生国づくりプラットフォームの構築に取り組んでいる。多摩市のエネルギー代金の流失は環境省が近年公示した2013年度版 多摩市の地域経済循環分析によると、エネルギー代金の流失約192億円、家庭、運輸等を除いた業務部門において、CO2排出量348千tCO2/年である。多摩市も市の施設のみならず民間の施設に対しても、率先して有効な省エネシステムの情報を公開し金融機関とも協力しファンド等資金を援助する等すべきではないか。又公募により環境省の多摩市におけるプラットフォーム構築の趣旨に賛同して立ち上げた民間の団体に対し補助金を出す等して支援し、官民一体となり推進をはかるべきである。</p> <p>注※ セントラル空調省エネシステム:一般的に建物に使用されるエネルギーは電気を除くと空調はおよそ50%です。その内訳は搬送と熱源に大別されるが、そのうちの約半分の搬送動力エネルギーを約50～60%削減することにより、建物全体の消費エネルギー12.5～15%削減が可能。送風ファン、冷温水ポンプのモーター回転数を温度センサー、CO2センサーからの情報を得て、専用コントローラーで回転数を可変流量制御することにより省エネ自動最適運転をする。既存設備を使用するため、安価で休業せず付帯工事で設置できる。投資回収約3～5年程度。</p>	<p>多摩市総合福祉センターでは、1997年(平成9年)のオープン時から、セントラル省エネシステムを導入しており、2017年(平成29年)に20年目の改修を行った際にもオーバーホールを行い、引き続きシステムを使用しているところです。また、他の施設についても、多摩市立健康センターや一部のコミュニティセンター、市役所庁舎の一部でも同システムを使用しているところです。</p> <p>いただいたご意見に関する市の考え方としては、市の施設は規模や機能も様々であることから、全ての施設が必ずしも同一のシステムである必要があるとは考えてはおりません。また、限られた財源の中で施設の維持・管理を行っていく必要があることを踏まえ、基本的には新たな設備導入を行う際は、緊急やむを得ない場合を除き、施設改修の際に、あわせて実施することでコストの削減を図っています。その際、当該施設に必要なと思われる設備や機能を選択しているところです。</p> <p>また、ご意見にあります「ファンド等資金の援助」については、環境省も事業化を進めておりますが、多摩市として実現可能なエネルギー事業があるかどうかなど十分な考察を踏まえる必要がありますので、長期的な視点で研究してまいります。</p> <p>なお、環境に特化した取り組みとしては、平成28年度から平成30年度まで「集合住宅環境配慮型リノベーションモデル事業」を行い、集合住宅環境配慮型リノベーション検討協議会(構成員が建築士などの専門家の方々による市民団体になります)に委託した実績があります。こちらは、3年間で計9団体の管理組合の環境配慮メニュー作成・メニュー発表会・講演会・ワークショップなどを行い、平成30年度はまとめとして9団体のメニューを冊子にまとめ、市内の管理組合に配付いたしました。</p>
3	④	<p>P.6-7のSDGsと多摩市の取組ですが、表の右と左は入れ替えたほうがいいのか。(多摩市の取組を順番に並べて、一つ一つの取組に対して該当するSDGsのアイコンを振っていく)その方が、多摩市の取組がどのようにSDGsに寄与していくのかという感じが出るのではないかと思います。あわせて、その前の「SDGsの達成を目指していくこととしています。」は「SDGsの達成に向け寄与していきます」くらいのほうが、いいのではないかと思います。あくまでも、本計画は多摩市の総合計画なのでSDGsの達成を目指すというのは少し目的がずれる感じがしないかなと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、多摩市の取り組みとこれに対応するSDGsの対応の表の左右を入れ替える表記に改めさせていただきます。あわせて、本文中の表記についても、ご指摘のとおり改めさせていただきます。</p>

4	<p>⑤ 最初の部分しか読めていませんので、恐縮ですが総論的な意見で失礼します。 ・将来都市像について、「太陽と緑映える都」(第一次～第三次)、「市民が主役のまち 多摩」(第四次)から「みんなが笑顔 いのち にぎわうまち 多摩」(第五次)となった点については、当初は多摩市の外部環境や立地状況の視点から、市民という存在に焦点を当てることの表明、そして今回はさらに市民に対して達成する結実した都市像を明確にコミットしており、流れとしても出口としても望ましいと言える。 ・「目指すまちの姿」は将来都市像が実現した時の帰結として記述されているが、感覚的には逆のように思われる。 将来都市像の方が目指すまちの姿より上位の概念であり、それを具体的に実現するための、いわばブレイクダウンされた実現目標が目指すまちの姿であり、これらが達成されることで将来都市像に帰結するように理解出来るのだが。 ・目指す街の姿には、昨今の人口減少やそれを背景とする空家・空地問題を踏まえ、いわゆる「コンパクトシティ」の概念を反映する必要があるのではないか。それによってストックマネジメントのあり方の方向性にも影響があるはず。また、ストックマネジメントという点では、市域の過半を多摩ニュータウンという国策で整備されたストックというか街で形成されていることから、現在は都市構造上の強味であるが今後は管理保全上は弱みになるわけで、問題認識としてや目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢として触れているものの、目指すまちの姿そのものとして認識すべきではないか。</p>	<p>「はじめに」の「第五次多摩市総合計画の構成」にも記載があるとおり、本計画は2011(平成23)年度からの概ね20年間を見据えた基本構想と、2019(平成31)年度から概ね10年間を見据えた基本計画の2層構造で構成されています。今回の改定は、4年に1度の基本計画の見直しということもあり、「基本構想」及びこれに基づく、「将来都市像」、「目指すまちの姿」についての見直しは当初から、行うこととしておりません。 しかし、基本構想における「将来都市像」及び「目指すまちの姿」のあり方については、構造上も分かりにくい点があることとはご指摘のとおりですので、次回の基本構想の見直しの際には、いただいたご意見も踏まえて、計画の策定を進めてまいりたいと思います。 また、コンパクトシティに関する後段のご意見ですが、本市では2016(平成28)年3月に「多摩市ニュータウン再生方針」を策定し、「再活性化+持続化」による多摩ニュータウンの再生を目標に、「駅拠点と多様な小拠点がネットワークし、近隣住区を活かして地域の循環構造を支える、コンパクトな都市構造への再編」を目指すべき都市構造として掲げております。なお、本件についても、先にも述べた理由から、「目指すまちの姿」への反映については想定してございませんので、ご了承ください。</p>
5	<p>⑥ 重点課題や政策で、子育て世代が、高齢者が、障がい者がになっているが、「が」は限定されるので、健幸まちづくりのさらなる推進を踏まえて、「も」にして、全員対象となるようにした方が健幸まちづくりがより一層推進されると思う。</p>	<p>本計画では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を基盤となる考え方に置き、第2期基本計画から引き続き、全ての施策にその視点を取り入れることとしています。その上で、3つの重点課題については、総合計画審議会等の検討や市民ワークショップ等を踏まえ、特に重点的に取り組むことを明記しています。取り組みの重点化の視点で掲げているものですので、こちらについては現状の記載のままとさせていただきます。また、政策については、計画が市民全体を対象とした上で、その対象や分野の性質ごとに分類として13に分けているものであり、市の政策が対象を限定していることを意味するものではありません。そのため、こちらについても現状の記載のままさせていただきます。</p>
6	<p>⑦ [1]防災の方針に関する意見 <<対象箇所1>> (P119)施策E1-1 減災・防災体制のさらなる強化 3. 主な政策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み (1)災害に強いまちの形成 4 自然災害への対策 3点目の○ 【意見】 ・「市役所本庁舎の建て替えについて、」の後に「防災の視点に立ち、災害時におけるDOP(緊急時地域活動継続計画)を推進していく防災拠点としての機能を確保する検討を進めます。」を追記されることを提案いたします。 【理由】 ・「地域の自助・共助の意識の醸成」「防災機能の確保」のために、災害時の十分な対応を図ることは不可欠であります。その際、個々の企業がBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)に基づき、災害に備えていても、企業同士の連携や協力がなければ、例えば、帰宅困難者の問題等は解決できないため、BCPを地域全体に広げたDCP(District Continuity Plan:緊急時地域活動継続計画、災害時でも最低限の事業継続を図るための危機管理に関する行動計画)対策が重要となります。この様なDCPを推進する防災拠点としての機能を市庁舎に持たせるためには、強いライフラインを確保した高耐震の施設と、自立分散型電源を確保するなど電源の多重化を図ることも重要で、それにより地域(エリア)の防災機能の向上を促進します。</p> <p>⑧ [2]都市づくりの方針に関する意見 <<対象箇所2>> (P133)施策E2-5 良質な住宅の確保と居住環境の形成の促進 3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み (1)住宅ストックの活用 1 既存住宅の維持・改善 【意見】 ・「バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住み替えを促進します。」の文中に「バリアフリー化、ヒートショック対策など住宅ストックの質的な向上や、」と文言を加えることを提案いたします。</p> <p>⑨ <<対象箇所3>> (P133)施策E2-5 良質な住宅の確保と居住環境の形成の促進 3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み (2)マンション再生の支援 2 優良建築物等整備事業の推進 【意見】 ・「マンションへの価値・魅力を高めるために実施する既存ストックを活用した省エネ改修、バリアフリー改修等に対する支援を行います。」の文中に「省エネ改修、バリアフリー改修、ヒートショック対策等・・・」と文言を加えることを提案いたします。 【対象箇所2・3についての理由】 ・平成28年3月に改訂された『住生活基本計画』において、「高齢者が自立して暮らせる住生活の実現」の中では、「住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進する」と記載されており、今後、高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給に向けた基本的な施策と位置付けられるため。</p>	<p>総合計画は本市のまちづくりを進める上での根幹となる計画であり、多摩市の様々な行政計画の中で最上位に位置づけられる計画です。そのため、個別具体的な取り組みを記載するというよりは、各分野別・個別計画の指針となるような方向性や今後4年間で実施する取り組みのうち、重点的に取り組むものを記載することとしています。 今回いただいたご意見に関しては、いずれもその必要性について、その背景についても触れながらご提案いただいているところではあります。内容を拝見いたしますと、方向性というよりは個別具体的なご意見であることから、今後につきましては、「多摩市地域防災計画」等の下位の分野別計画および個別計画の見直しの際に、ご意見を踏まえた検討を進めてまいります。 なお、[1]防災の方針に関するご意見について、現在は本文中において「市役所本庁舎の建て替えについて、防災の視点に立った検討を進めます」と表記しているところですが、ここでいう「防災の視点」の中には、耐震性・耐久性の視点や災害対策本部・災害復興拠点機能としての視点も有しているところです。</p>

	<p>《対象箇所4》 (P139)施策F1-2 スマートエネルギー社会の構築 3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み (1)地球温暖化対策の取り組み 1環境負荷低減対策の推進</p> <p>⑩【意見】 ・「環境負荷の低減に関する教育・啓発活動を地域や学校、事業者等と連携して推進します。」に賛同します。</p> <p>【理由】 ・環境問題が深刻化している現状において、環境教育・環境学習に社会全体で取り組んでいくべきことが重要と考えます。 企業においても、環境教育・環境学習は持続可能な社会の実現を目指して行うべきものであり、当社もエネルギー事業者として、次世代を担う子どもたちにエネルギーと環境の大切さを伝える学校教育支援活動や、体験型環境教育を実施し、環境意識や環境行動の向上を支援しています。</p>	
	<p>《対象箇所5》 (P139)施策F1-2 スマートエネルギー社会の構築 3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み (1)地球温暖化対策の取り組み 3公共施設におけるエネルギー対策</p> <p>⑪【意見】 ・「二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会の実現のために、公共施設全体の省エネルギー化を図ります。また、施設改修等に合わせて再生可能エネルギー等の活用を進めます。」の中に、「再生可能エネルギーと、それを補完し、災害に対する強靱性も併せ持つコージェネレーション等の分散型エネルギーの活用を進めます。」と記載することを提案いたします。</p> <p>【理由】 ・「エネルギー基本計画(P73)(2018年7月閣議決定)に、「電気・熱を更に効率的に利用するためのコージェネレーションの推進として、「省エネルギー性に加え、送電ロスが少なく、再生可能エネルギーとの親和性もあり、電力需給ピークの緩和、電源構成の多様化・分散化、災害に対する強靱性を持つ」との記載があることから、再生可能エネルギーによる発電の不安定さを補える、高効率コージェネレーションシステム(熱電供給システム)の導入を促進していただきたいと考えます。</p>	
7	<p>⑫ この計画の基本は「健幸まちづくりのさらなる推進」となっています。 一昨年からこの計画の中の「行財政刷新計画の着実な履行」(駐車場有料化についての説明会の為、市の資産活用の推進及び所有地の土地・建物の有効活用を図ることのひとつとして、総合体育館及び多摩東公園の駐車場有料化計画がすすめられてきました。 私はこの説明会に度々出席して、何か基本的なことが抜け落ちているとずっと感じていました。それは近年、市の発行物の中に「健幸都市多摩」「住んで健幸になれるまち」等々の文言が頻りに載るようになり、この「健幸」なる言葉と、市の有料化計画推進との違和感に起因すると感じました。とりわけこの第3期基本計画(案)書の中には少なくとも30ヶ所近く「健幸」の文字が踊ります。「駐車場有料化」を訴うなら、もう少し利用者にやさしい計画は立てられないのでしょうか。これが私の中にある違和感への答えでした。 今年1月～2月に行なわれた「総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化」(以下駐車場有料化と表記)の説明会によれば、駐車場を画一的に有料化するのではなく、各施設の種別や立地～中略～について十分に検討したうえで進める」とあるにもかかわらず、一律2時間¥100という一見杜撰とも思える「案」になっており、これからは利用者の実態や利用状況への配慮など全く感じ取ることではできません。 2時間¥100は決して高くない設定に思えますが、実際に利用する側から見れば「着替え、場所の設置、後片付け、連絡事項」等々を入れると最低でも3時間はかかります。これに教室の利用料2時間45分～3時間¥200を加えると3時間で¥400～¥500になります。また、体育館主催の教室の利用額は1回¥500～でそうなると合計¥700～¥800でこれが1週間2～3回、月にして8～15回(人によってそれ以上の回数)にもなれば月¥8,000～¥10,000近くにもなり、これでは街のスポーツジムとさほど変わりません。 利用者の中には、不自由な足をトレーニングでの回復を願って通う人も、又スポーツによって体調を整え薬からの開放を願う人も、夕方の会社帰りに一人あるいは親子で汗を流してリフレッシュしようとする人も、種々様々ないろいろな思いをもってこの市の施設を利用しています。特に総合体育館に限って言えば、このような思いで通う人達の願いを「持続可能な」(説明会より)手軽な費用で受け止めて存在しているといっても過言ではないと思います。 もちろん自転車やバスの利用が(コース、停留所の問題)便利とは言い難い面もあり、車の利用は決して贅沢なことではないと思っています。むしろ手軽に車で行き来できるなら、一回でも多く体を動かせることになり、それがかえて市の医療費削減に繋がっていくと信じています。 私達駐車場有料化に反対する会では3月上旬から約20日間、利用者のひとりひとりの皆さんに接しながらご署名、ご意見をいただき、約1,550名余りの賛同を得て3月議会に陳情いたしました。残念ながら採決には至りませんでした。趣旨採択となり、これによって多くの利用者以外の市民、市外の利用者や議員の方々の知る所となり大きな関心を集めています。 刷新計画では有料化により月10万円の収益を見込んでいるという説明でしたが、それならもっと他に有益な方法があるのではないかと意見も幾つか提案されるようにもなりました。 更に、有料化した場合の大きな問題も浮び上がってきています。 それは、駐車場入口に料金徴収の為に「棧橋式コインパーキング形態のバー」(説明会より)が設置され、それにより出入りには時間がかかり、特に入庫は道路に車の列ができてしまうということです。今現在でも朝9時前後や、大会のある時などは入口に4～5台の車が待機し、その間を自転車や人がすり抜ける光景を度々目にしています。ここはスクールゾーンでもあり、近隣には公園、福祉館、児童館、図書館等々人が集まることの多い場所でもあるのでより安全性が求められています。</p>	<p>ご意見につきましては、総合体育館及び多摩東公園の駐車場有料化に関する内容であり、個別具体的なご意見であることから、本案件を所管する担当課にご意見を共有させていただき、引き続き個別の検討をしていくことといたします。 なお、このたびの第3期基本計画では、「計画を推進するための取り組み1」(2)開かれた行財政運営の中で、「③市民同土、市民と行政との対話を通じた合意形成の推進」を新たに掲げています。今後はこれまで以上に、対話の場を積極的につくることに加え、地域の持つ様々な課題を共有する場を設けることで、市民の皆さんと協働しながら、その解決に向けた取り組みを推進してまいります。</p>

私達駐車場有料化に反対する会では何が何でも反対と言っているのではなく、周辺を整備し危険性を無くし、更には今あるものの有効利用(たとえば体育館内のレストランの活性化や、スポーツ選手の講演会、スポーツメーカーとの協賛によるイベントの開催等々)により収益を上げること計画のひとつに上げられるのではないかとスポーツ振興課にもお伝えしています。そうなれば多くの市民の理解も得られると確信します。

ここであとひとつ大切なことを述べたいと思います。

平成23年に制定されたスポーツ基本法第六条に「国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない」と明記されています。

これからもわかるように、たとえ「企画政策部行政管理課」の主導による「行財政刷新計画の着実な実行」の為であっても「くらしと文化部スポーツ振興課」が市長の31年度の施政方針を踏まえて「みんなが笑顔のちにぎわうまち多摩の実現に向けて」利用者の視点に立ったリーダーシップを取り、邁進して行ってほしいと心から望んでいます。

そもそも税金というものは(小さい単位で言えば)自分とは関係のないと思われる所にも誰かの何かの必要があって使われています。そのひとつひとつが社会をよりよい方向に動かし人々の暮らしを成り立たせているのですから、ある所には厚く、ある所には不足が生じることも出て来ます。我々納税者はそれを正しく見極め、厳しくチェックしていく必要があります。

今回の駐車場有料化も「車を利用する人のわがままで」とか「市の資産の有効活用だから当然だ」という声も当然出ていますが、利用したい人に利用しやすい環境を整え、より多くの人にも利用を促して健幸都市へと導いていくのが、このスポーツ精神に則った多摩市行政の本来のありべき姿だと確信しています。